

最終改正:

改正内容:平成25年10月8日要綱第65号 [平成25年11月1日]

---

○滝川市市民生活部長が定める広告付窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

平成25年10月8日要綱第65号

滝川市市民生活部長が定める広告付窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、滝川市広告掲載に関する要綱（平成17年9月26日施行）第5条第1項の規定に基づき、市民生活部長が定める市民課等の窓口を設置する広告付窓口用封筒の無償提供の取扱いに関し、同要綱及び滝川市広告掲載基準（平成17年9月26日施行）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広告付窓口用封筒 市が発行した証明書等を持ち帰る市民等の利用に供するためのものであって、市の業務案内及び企業等の広告が印刷されたものをいう。
- （2）無償提供者 広告付窓口用封筒を製作し、市に無償提供するものをいう。

（設置期間）

第3条 広告付窓口用封筒の設置期間は、広告付窓口用封筒の提供を受けた日の翌日から起算して1年間とする。ただし、市民生活部長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

（設置場所）

第4条 広告付窓口用封筒の設置場所は、市民課及び江部乙支所の窓口とする。ただし、市民生活部長が必要と認める場合は、この限りでない。

（無償提供者の決定）

第5条 無償提供者は、原則として公募により決定するものとする。

（覚書の締結）

第6条 市民生活部長は、前条の規定により決定した無償提供者と覚書を締結するものとする。

（製作上の注意）

第7条 無償提供者は、広告付窓口用封筒に広告を掲載する広告主を募集する場合にあっては、自らが広告の募集者であることを明らかにするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を招くことのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、市民生活部長が指定する事項を広告付窓口用封筒に掲載しなければならない。

3 無償提供者は、広告付窓口用封筒の色、形状等の仕様及び掲載する広告について事前に市民生活部長と協議し、市民生活部長の承認を受けた後に広告付窓口用封筒を製作しなければならない。

（無償提供者の責務）

第8条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その問題に係る全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の封筒を提供するものとする。

3 前2項の規定による損害が無償提供者に生じた場合であっても、市はその責任を負わないものとする。

（中止）

第9条 市民生活部長は、広告付窓口用封筒を市民等に提供することが適当でないと認めるときは、その設置を中止することができるものとする。

（施行細目）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

---